

(証券コード 3460)
平成29年4月5日

投資主各位

東京都港区新橋二丁目2番9号
ジャパン・シニアリビング投資法人
執行役員 奥 田 かつ枝

第3回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、本投資法人第3回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができます。書面による議決権の行使をお望みの場合、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書面に賛否をご記入の上、平成29年4月26日（水曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、現行規約第17条におきまして「みなし賛成」の規定を定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成するものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人現行規約抜粋>

第17条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時： 平成29年4月27日（木曜日）午前10時00分
（受付開始時刻：午前9時30分）
2. 場 所： 東京都港区新橋一丁目18番1号
航空会館 7階大ホール
（末尾の「第3回投資主総会会場のご案内図」をご参照ください。）

3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

- 第1号議案：規約一部変更の件
第2号議案：執行役員1名選任の件
第3号議案：補欠執行役員1名選任の件
第4号議案：監督役員2名選任の件

以 上

（お願い）

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ご出席に当たり、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

（ご案内）

- ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページに掲載いたしますのでご了承ください。
- 本投資法人のホームページ (<http://www.jsl-reit.com/>)
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において本投資法人が資産運用を委託しているジャパン・シニアリビング・パートナーズ株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 投資法人における会計上の取扱いと税務上の取扱いの差異（税会不一致）に関して、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）等の改正が行われたことから、本投資法人における課税負担を軽減する目的で利益を超えた金銭を分配することを可能とするため、関連する規定を変更するものです（現行規約第46条第2号関係）。
- (2) 本投資法人の第1期営業期間に関する定めについて、現状では不要となった文言を削除するものです（現行規約第45条及び別紙関係）。
- (3) 上記の他、適用法令の表現との整合性、規定内容の明確化その他による、表現の変更及び字句の修正並びに条文の整備を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線部は変更箇所を示します。）

現 行 規 約	変 更 案
第18条 （議事録） 投資主総会の議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載した議事録を作成する。	第18条 （議事録） 投資主総会の議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載 <u>又は記録</u> した議事録を作成する。
第45条 （営業期間及び決算期） 本投資法人の営業期間は、毎年3月1日から8月末日まで、及び9月1日から翌年2月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。 <u>ただし、第1期営業期間は、本投資法人の設立の日から平成28年2月末日までとする。</u>	第45条 （営業期間及び決算期） 本投資法人の営業期間は、毎年3月1日から8月末日まで、及び9月1日から翌年2月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。

現 行 規 約	変 更 案
<p>第46条 (金銭の分配の方針) (記載省略)</p> <p>①投資主に分配する金銭の総額の計算方法</p> <p>(a) 本投資法人の利益(以下「分配可能金額」という。)は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に従い計算される利益(決算期の貸借対照表上の資産合計額から負債合計額を控除した金額(純資産額)から出資総額及び出資剰余金(出資総額等)並びに評価・換算差額等の合計額を控除した金額をいう。)とする。</p> <p>(b) (記載省略)</p> <p>②利益を超えた金銭の分配</p> <p>本投資法人は、経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向その他の理由により本投資法人が適切と判断した場合、利益の額に本投資法人が決定した金額を加算した金額をもって投資主に金銭を分配することができる。ただし、当該加算する金額は、一般社団法人投資信託協会(以下「投信協会」という。)の規則に定める金額を限度とする。また、金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的により、本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。<u>利益を超えて投資主に分配される金額は、まず出資剰余金から控除し、控除しきれない額は出資総額から控除する。</u></p>	<p>第46条 (金銭の分配の方針) (現行どおり)</p> <p>①投資主に分配する金銭の総額の計算方法</p> <p>(a) 本投資法人の利益(以下「分配可能金額」という。)は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に従い計算される利益(<u>投信法第136条第1項に規定される利益</u>をいう。)とする。</p> <p>(b) (現行どおり)</p> <p>②利益を超えた金銭の分配</p> <p>本投資法人は、経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向その他の理由により本投資法人が適切と判断した場合、利益の額に本投資法人が決定した金額を加算した金額をもって投資主に金銭を分配することができる。ただし、当該加算する金額は、一般社団法人投資信託協会(以下「投信協会」という。)の規則に定める金額を限度とする。また、金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合、<u>又は本投資法人における法人税等の課税の負担を抑えることができるものとして本投資法人が適切と判断する場合には</u>、当該要件を満たす目的等により、本投資法人が決定した金額をもって分配可能金額を超えて金銭の分配をすることができる。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第52条 (会計監査人に対する報酬の支払に関する基準)</p> <p>会計監査人に対する報酬は、監査の対象となる決算期ごとに1,500万円を上限として役員会が定める金額とし、当該決算期について投信法その他の法令に基づき必要とされるすべての監査報告書受領後<u>1ヶ月以内</u>に支払うものとする。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第52条 (会計監査人に対する報酬の支払に関する基準)</p> <p>会計監査人に対する報酬は、監査の対象となる決算期ごとに1,500万円を上限として役員会が定める金額とし、当該決算期について投信法その他の法令に基づき必要とされるすべての監査報告書を受領した日の<u>1ヶ月後の日</u>までに支払うものとする。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>別紙 資産運用会社に対する運用報酬 (記載省略)</p> <p>1. 運用報酬 I 各営業期間について、本投資法人の直前の決算期における貸借対照表（投信法第131条第2項に基づき、役員会の承認を受けたものに限る。）に記載された総資産額（ただし、本投資法人の設立後最初の営業期間に係る運用報酬 I については、当該営業期間中に本投資法人が取得した特定資産の取得価額（ただし、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用等は含まない。））の合計額に対して、0.45%（年率）を乗じ、対象となる営業期間の実日数（ただし、第1期営業期間については、それぞれの特定資産につき、本投資法人が当該特定資産を取得した日から当該営業期間の末日までの実日数）で1年を365日として日割計算をした金額（1円未満切捨て）とする。</p> <p>2.～5. (記載省略)</p>	<p>別紙 資産運用会社に対する運用報酬 (現行どおり)</p> <p>1. 運用報酬 I 各営業期間について、本投資法人の直前の決算期における貸借対照表（投信法第131条第2項に基づき、役員会の承認を受けたものに限る。）に記載された総資産額（ただし、本投資法人の設立後最初の営業期間に係る運用報酬 I については、当該営業期間中に本投資法人が取得した特定資産の取得価額（ただし、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用等は含まない。））の合計額に対して、0.45%（年率）を乗じ、対象となる営業期間の実日数で1年を365日として日割計算をした金額（1円未満切捨て）とする。</p> <p>2.～5. (現行どおり)</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員奥田かつ枝から、任期の調整のため、平成29年4月30日をもって一旦辞任する旨の申し出があったため、平成29年5月1日付で改めて執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、執行役員の任期は、本投資法人現行規約第22条第1項の規定により、平成29年5月1日より2年間とします。

なお、本議案は、平成29年3月23日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主要略歴		所有する 本投資法人の 投資口数
おくだ かつえ 奥田 かつ枝 (昭和38年12月28日)	昭和61年4月 平成9年9月 平成12年11月 平成18年4月 平成18年8月 平成19年10月 平成21年4月 平成23年9月 平成24年11月 平成25年6月 平成27年5月 平成27年12月	三菱信託銀行株式会社 入社 株式会社緒方不動産鑑定事務所 入所 株式会社緒方不動産鑑定事務所 取締役 (現任) 東京地方裁判所民事調停委員 (現任) 国土審議会土地政策分科会鑑定評価部会 専門委員 (現任) 東京都土地利用審査会委員 学校法人明治大学専門職大学院グロー バルビジネス研究科兼任講師 (現任) 一般財団法人民間都市開発推進機構メ ガニン支援事業審査会委員 (現任) イオン・リートマネジメント株式会社投 資委員会外部委員 (現任) 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連 合会 常務理事 (現任) 本投資法人 執行役員 (現任) 国土審議会土地政策分科会企画部会専門 委員 (現任)	0口

1. 会社名等は、原則として当時のものを記載しています。以下同じです。
2. 上記執行役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
3. 上記執行役員候補者は、イオン・リートマネジメント株式会社投資委員会外部委員です。当該会社はJ-REITであるイオンリート投資法人の資産運用会社ですが、当該J-REITの主要な投資対象は商業施設等であり、本投資法人の主要な投資対象であるヘルスケア関連施設とは重複しません。
4. 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しています。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、補欠執行役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、第2号議案が可決されることを条件として、本投資法人現行規約第22条第2項本文の規定により、第2号議案における執行役員の任期が満了するときである平成31年4月30日までとします。

また、補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案は、平成29年3月23日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主要略歴	所有する 本投資法人の 投資口数
こも だ あきら 薦 田 晶 (昭和36年2月8日)	昭和59年4月 安田信託銀行株式会社 虎ノ門支店 昭和61年4月 安田信託銀行株式会社 不動産企画部 平成12年5月 ゼネラル・エレクトリック・インターナショナル・インク GEリアル・エステート株式会社 出向 平成15年1月 GEリアル・エステート株式会社 クオリティー・リーダー (アジア・太平洋) 平成17年11月 GEリアル・エステート株式会社 札幌支店長 平成20年4月 GEリアル・エステート株式会社 執行役員 事業開発部長 平成21年1月 日本GE株式会社 リアル・エステート・ビジネス 内部監査室長 平成23年9月 日本GE株式会社 リアル・エステート・ビジネス コンプライアンス・オフィサー兼キャピタル・ビジネスAMLリーダー 平成28年2月 ケネディクス株式会社 ジャパン・シニアリビング・パートナーズ株式会社 出向 企画管理部 担当部長 平成29年3月 ジャパン・シニアリビング・パートナーズ株式会社 取締役 (現任)	0口

1. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているジャパン・シニアリビング・パートナーズ株式会社の取締役です。
2. 上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間には、上記を除き特別の利害関係はありません。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員岩尾總一郎及び小高功嗣から、任期の調整のため、平成29年4月30日をもって一旦辞任する旨の申し出があったため、平成29年5月1日付で改めて監督役員2名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、本投資法人現行規約第22条第1項の規定により、平成29年5月1日より2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主要略歴		所有する 本投資法人の 投資口数
1	いわ お そういちろう 岩尾 總一郎 (昭和22年10月18日)	昭和52年4月	学校法人慶應義塾大学助手（医学部衛生学公衆衛生学教室）	0口
		昭和56年2月	学校法人慶應義塾大学講師（医学部衛生学公衆衛生学教室）	
		昭和56年4月	学校法人産業医科大学助教授（医学部衛生学教室）	
		昭和60年4月	厚生省大臣官房総務課ライフサイエンス室主任科学技術調整官	
		平成4年7月	厚生省 薬務局医療機器開発課長	
		平成14年7月	環境省 自然環境局局長	
		平成15年8月	厚生労働省医政局局長	
		平成18年1月	世界保健機関（WHO）健康開発総合研究センターセンター長	
		平成18年1月	学校法人慶應義塾大学医学部客員教授（現任）	
		平成20年4月	学校法人国際医療福祉大学 副学長・教授	
		平成20年11月	社会福祉法人テレビ朝日福祉文化事業団理事（現任）	
		平成24年4月	一般財団法人ハンガリー医科大学事務局理事（現任）	
		平成25年12月	医療法人社団茅ヶ崎セントラルクリニック理事長・院長	
		平成27年5月	本投資法人 監督役員（現任）	
		平成28年4月	医療法人社団健育会 副理事長（現任）	
		平成28年4月	医療法人喬成会 理事（現任）	
		平成28年4月	医療法人常磐会 理事（現任）	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	主 要 略 歴		所有する 本投資法人の 投資口数
2	こ たか こう じ 小 高 功 嗣 (昭和33年5月14日)	昭和61年4月 昭和62年4月 平成2年8月 平成21年12月 平成22年6月 平成23年1月 平成25年6月 平成27年5月 平成27年6月 平成28年2月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 佐藤・津田法律事務所 入所 ゴールドマン・サックス証券会社東京 支店（現在はゴールドマン・サックス 証券株式会社が営業譲受け）入社 西村あさひ法律事務所 入所 GIC証券株式会社 取締役 小高功嗣法律事務所 開設（現任） マネックスグループ株式会社 取締役 （現任） 本投資法人 監督役員（現任） アジアグロースキャピタル株式会社 取締役 LINE株式会社 取締役（現任）	0口

1. 上記監督役員候補者両名と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
2. 上記監督役員候補者両名は、現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。

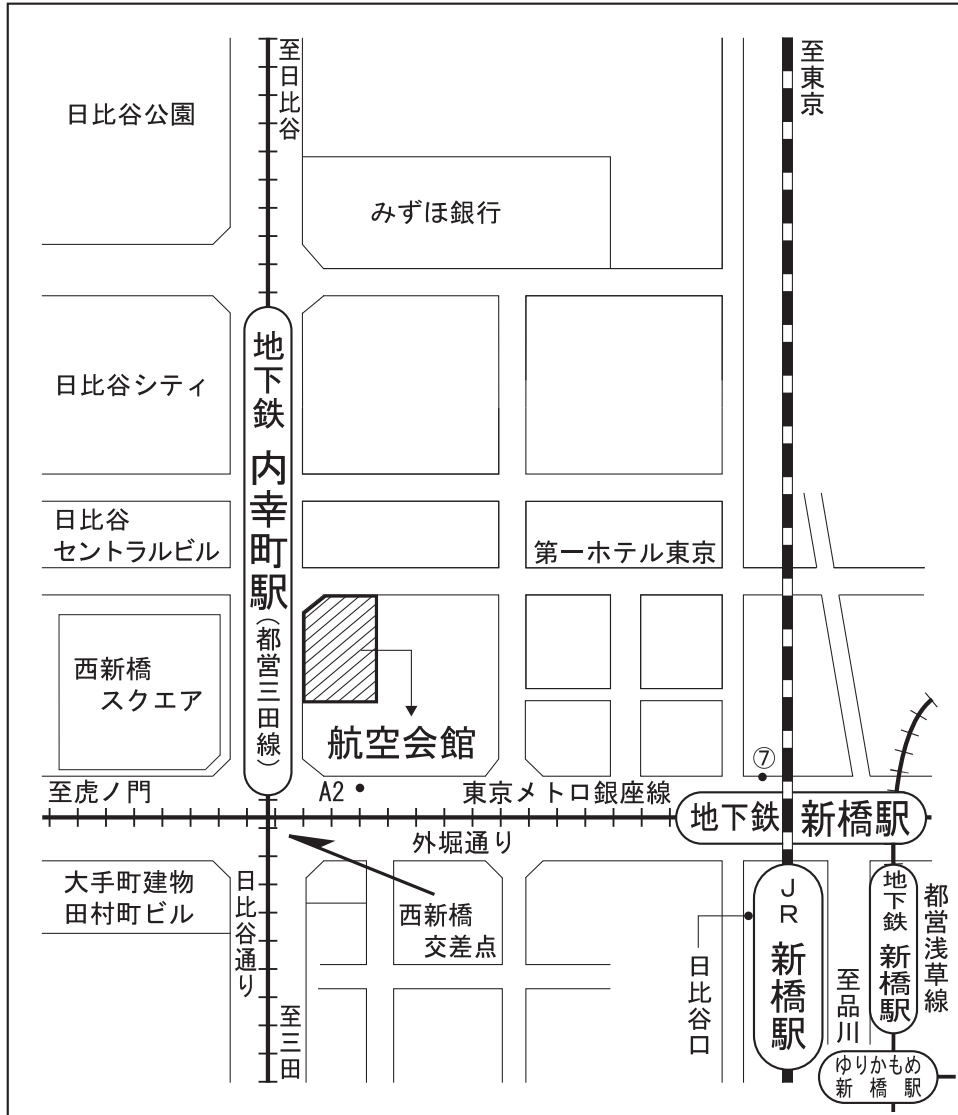
参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人現行規約第17条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第4号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しません。

以 上

第3回投資主総会会場のご案内図

会場 東京都港区新橋一丁目18番1号
 航空会館 7階大ホール
 電話 03-3501-1272



●交通	J R新橋駅	日比谷口	徒歩5分
	都営地下鉄三田線内幸町駅	A2出口	// 30秒
	東京メトロ銀座線新橋駅	⑦出口	// 5分
	都営地下鉄浅草線新橋駅	⑦出口	// 5分

なお、駐車場の用意をしておりますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。